

遡り調査と生存確認調査

資料5-3

届出もなく死亡票からも把握されないがん症例

医療機関からのがん届出
(集約したもの)

遡り調査による届出
(集約したもの)

DCO

DCO
(Death Certificate Only)

非がん
死亡票

がん死亡票

非がん
死亡票

生存確認
調査

市区町村

DCN

=遡り調査対象
⇒遡り調査実施

医療機関

DCN
(Death Certificate Notification)

DCO<10%が日本における精度目標！
大都市近郊では、医療機関の県境越えが多く20%程度から下げられない
欧米では数%以下が一般的である

- (1) DCN症例は、死亡年ないし死亡年より前の診断年のがん症例である
- (2) 再発時診断症例も収集していれば、遡り調査対象が少なくなる
- (3) DCN症例の取り扱いの難しさは、事業開始年より前の診断年の症例を医療機関に提出要請が出来るかどうかである
- (4) がん登録推進法では、施行以前診断症例も「遡り調査対象」とされる
- (5) 可能な限り過去に遡った症例の収集を予め行っておくと、医療機関もI登録室も遡り調査業務が効率的に行える(当初からの院内がん登録実施施設では2007年からのデータが揃っている)